

これまでにあげられた主な意見（第1回～第5回）（未定稿）

1. コンテンツを核として海外から利益が入る仕組みの構築

【コンテンツ・ファンドによる支援等】

- 最近各国によるコンテンツ産業への支援が非常に厚くなっており、相対的に日本の支援体制が非常に手薄になっている。切迫感を持って進めてもらいたい。また、中国・韓国などのアジアの国々、フランス、ドイツ、イギリスなど欧州諸国に対し国際共同製作協定の打診をしつつ、ファンドによる支援制度を検討すべき。（角川委員）
- ファンドは、金額が小さいので企画・開発に限るということであれば仕方がないが、企画・開発をするからファンドは小さくていいというのでは話は逆。今年度は企画・開発だけでもいいが、来年度以降は製作や宣伝プロモーションまで支援するということまでしてもらいたい。（角川委員）
- 中国・韓国では、日本のコンテンツをゴールデンタイムで放送できないという障壁があり、非常に不公平な状況にもなっている。そのような中、ファンドには期待。（大多委員）
- 企画・開発に限定せず、製作・ディストリビューションを含めて映画製作全体の中でイニシアチブを持つためにファンドは必要。また、共同製作を支えていくファンドがなければ、大型映画の誘致は難しい。既にカナダ、ニュージーランドとは誘致競争は始まっており、今後タイやベトナムも競争国になりうる。（佐藤委員）
- 企画・開発ということよりも配給機能を構築しないと、恒常的にファンドを運用していくことは不可能ではないか。（大崎委員）
- ソーシャルゲームについては日本企業が世界的にもかなり競争力を持っており、数少ない希望が持てる成長分野なので、海外展開の議題に入れるべき。（川上委員）

【コンテンツの国際共同製作】

- 共同製作には税的優遇が必須と思う。（大崎委員）
- テレビ、映画、雑誌も、海外における配給システムとどう向き合うのかというところがすごく大事。（大崎委員）
- 中国との共同製作と認定されるには厳しい審査があり、大きな障害になっている。審査を透明化するよう働きかけてもらいたい。また、外務省には、各国大使館の知財担当官にヒアリングをした上で、今後3年間の共同製作協定の締結に向けたスケジュールを示してもらいたい。（角川委員）
- 協定交渉の際には、原作等に関してのチェーン・オブ・タイトル（著作者人格権を含めたすべての権利）のクリアというのも視野にいれるべき。（佐藤委員）

【外国におけるコンテンツ規制の撤廃】

- 今、韓国ドラマが怒濤のように入ってきており、それに対して日本のドラマは韓国での放映に規制があり、非常に不公平である。韓国から入ってきているテレビドラマと同じ本数を日本は要求する権利があると思う。(角川委員)
- 中国・韓国では、日本のコンテンツをゴールデンタイムで放送できないという障壁があり、非常に不公平な状況にもなっている。そのような中、ファンドには期待。(再掲：大多委員)
- 日本のコンテンツの流入を認めない国がたくさんある。それによって、海賊版として日本のコンテンツが流通し、日本には利益が全く還流しない。(吉羽委員)
- 世界的なネットワークを日本の映画界が持っておらず、なかなか成就できない状況にある。また、民間企業がシンガポールテレコム、チャイナテレコムなどコンテンツ関連会社に出資・投資をしており、それらの会社と共同製作・協働を模索しているので、政府からの情報共有や支援をして頂きたい。(大崎委員)

【イベントを活用した総合発信】

- 和太鼓の演奏といった日本紹介というレベルはもう終わっており、産業政策としてコンテンツの育成という観点から、数値目標を立て、そのための努力をしていく必要がある。(角川委員)
- 日本コンテンツのプロデューサーを、この知財本部が育成したらいいのではないか。(角川委員)
- 海外展開を責任持って強力に推し進めるプロデューサーがない。(久夛良木委員・杉山委員)
- コンテンツに関する表彰は1個1個ばらけていて弱く、同じものが重なって表彰されていることもある。総理大臣賞1個にして、コ・フェスタの期間でグランプリ発表をテレビで中継するぐらいのことをやらないと、国民には認知されないのではないか。(杉山委員)

2. 人材の育成

- 人材育成とアーカイブというのは切っても切り離せないもの。一番大事な小中学生の頃にどんなものを見てもらうか、本でいえば読んでもらうかというのは意外とあなどれないもの。何か触れさせることをもっと積極的にやるのが、良いクリエイターを輩出する原動力になる。(大多委員)
- 本当に旬のクリエイターの人たちというのが何か子供たちと直接いろいろ話す機会をつくるべき。(吉羽委員)

- クリエーター学校訪問について、オーケストラなど情操教育的な要素が高いものによって、クリエイターが将来どれぐらい本当に増えるのか若干疑問。(大多委員)
- 文化庁は伝統芸能に偏っており、エンターテインメント性の高い作品も半分は見るといふようにすべきではないか。(大多委員)
- クリエーターもつくるということと同様に、メディア・リテラシーの視点から、観客を育てることも重要ではないか。(別所委員)
- 大学教育では、実技のための養成という点がどうしても甘くなってしまう。コンテンツ制作会社も大学教育に参加し、評価をするなどすべきではないか。(角川委員・杉山委員)
- 理系の知識を持っている人の数が日本の社会全体から減っているのは問題。数学的な基礎知識を持った人材がたくさん世の中に出て、そういう人間がコンテンツのところに就職を考えてくれるような施策が必要ではないか。理数系の人材が、理数的な面でのクリエイティブ能力を用いつつ文系・理系の両方の力をあわせコンテンツを制作し、そういったコンテンツが業界を制するのではないか。(川上委員・大多委員)
- まだまだ日本の高等教育機関・研究機関でコンテンツ関連の分野は手薄い。産学連携も手薄い部分がある。コンテンツのクリエイターやプロデューサーを育成する上でのカリキュラムあるいは教育体系というのを見直す必要があるかもしれない。(中村会長)
- エンターテインメントはもてなすことでありそこでも芸術性がとても大事だが、エンターテインメントと芸術とは異なる。コンテンツをデザインする力、そして人をもてなすというのはどういうことなのか、ということを教育のプログラムの中でより強く打ち出す必要があるのではないか。(久寿良木委員)
- 制作プロダクションは人材育成に大変大きい役割を果たしている。中国、ニュージーランド、ハンガリー、カナダなどと大型映画の誘致競争は始まっており、日本が受注できなければ制作の現場が失われ、人材育成の機会も失っていく可能性ある。(佐藤委員)
- 海外展開を責任持って強力に推し進めるプロデューサーがいない。(再掲：久寿良木委員・杉山委員)
- コンテンツに関する表彰は1個1個ばらけていて弱く、同じものが重なって表彰されていることもある。総理大臣賞1個にして、コ・フェスタの期間でグランプリ発表をテレビで中継するぐらいのことをやらないと、国民には認知されないのではないか。(再掲：杉山委員)
- 文字だけではなく、音楽、映像などを組み合わせた新しい、そして、誰もが読みたいと思うような電子書籍が現れるのかどうか。この辺りのクリエイターの感性などの育成も必要。(大多委員)

3. デジタル化・ネットワーク化の促進

【クラウド型サービスへの対応等】

- Wi-Fi環境では、テレビもiPadもiPhoneも一体で使えるという時代になる。海外ではWi-Fi環境でどうやってサービスをするかということにもう関心が移っている。その観点から、知的財産を考える必要がある。(角川委員)
- 放送、出版、ゲーム産業、教育も含めて全部一緒にサービスが始まるというのが、今後の流れ。クラウドIIも含めて支援すべき。(杉山委員)
- 既存のフォーマットをどのようにデジタル化して、デジタル・ライツとして未来に残していくかという過去のコンテンツを確定する話と、今後、電子配信物として新たに生まれてきているものは、新たなビジネスを生んだり、新たなアイデアを生んだりしていると思う。そのため、何か国家戦略として、今まであったものをどうするかという話と、これからどう海外からもそういったものを日本に呼び込みハブになろうとするといった未来系の話と、2つに分けて議論されるべきではないか。(別所委員)

【著作権法上の課題】

- (日本の著作権保護期間が50年となっていることなど) 日本の法律体系によって、日本のクリエイターが海外で割を食うようなことがないよう積極的に見直していくべき。(谷口委員)
- 著作権法は作者の権利・利益を守る法律であると言われるが、デジタル時代においては著作権法が産業規制法として機能しているという側面がある。デジタル時代において著作権法はいかにあるべきかと、少なくともあるビジネスがアメリカではできるけれども、日本ではできないという状況だけは避けなければならない。(中山本部員)
- いろいろなことに制限があると、やはり萎縮してしまうよりは、そういった制限のある国にはサーバーを置かない、ということが現実起こっている。我が国の競争力やコンテンツ・ビジネスを議論するときに、守る側の話が非常に多いと思う。(久寿良木委員)
- パロディなどの取り扱いについて、著作権法32条の引用の制限規定の見直しをすべきではないか。(末吉委員)
- パロディを条文で定義をすることは不可能だし、正当なパロディ・不当なパロディということを書きわけすることも恐らく不可能。しかしパロディはフェアユースの典型例であるので、早急に新たな類型として検討してもらいたい。(中山本部員)
- 今後クラウド型のサービスに移行し、そこにデジタル・アーカイブをつくり国内外のユーザーにとっての利便性を促進していくということは間違いはない。しかし出版社には著作権上の権利が何もなく、場合によっては一からコンテンツをつくっていく版元の作業が疲弊していくのではないかというよ

うな危惧がある。また、海賊版対策の面からも権利が必要。(吉羽委員)

- 著作権の保護期間について、70年が世界標準に対し、先進国の中では日本だけが50年とされているのは、著作物の保護という上でも、日本のコンテンツ産業育成の上でも、大きなマイナス点。世界標準に合わせる事が急務。(日本文藝家協会三田氏)

【過去のコンテンツのアーカイブ化の促進】

- アーカイブを整備する際、商用利用・二次利用して新しいコンテンツをつくるための材料にできるといった道筋をもって、行うことが必要。(別所委員)
- 人材育成とアーカイブというのは切っても切り離せないもの。一番大事な小中学生の頃にどんなものを見てもらうか、本でいえば読んでもらうかというのは意外とあなどれないもの。何か触れさせることをもっと積極的にやるのが、良いクリエイターを輩出する原動力になる。(再掲：大多委員)
- 本については納本制度があるが、他のコンテンツについても法定納入制度を検討すべきではないか。また、アマチュアが作成したものを投稿することにより自主的に保存できるような仕組みを検討すべきではないか。(吉羽委員)
- 映像については、画像そのものをコンピュータが検索して自動的にメタデータをつけておくということもできるぐらいの、高精細な画質でデジタル化が必要。文字についても、将来自動的にOCRのようなもので文字認識が可能なレベルの解像度でとっておきたい。(久野良木委員)
- NHK オンデマンドは独立採算制が、サービスの進展の制約になっているのではないか。(中村会長)
- 権利処理の壁を乗り越える上で重要である権利の集中管理の取組は、多くの分野ではまだ道半ば、あるいは、道の始めといったところ。コンテンツの種類(PD、市販、非市販等)に合わせたルール整備も視野に検討すべきではないか。(弁護士福井氏)
- 国家の戦略的な思考で、国内で安定的な中立的なアーカイブが必要ではないか。法改正を含め必要な取組を進めるべきではないか。(弁護士福井氏)

【書籍の電子配信の促進】

- 現状デジタル関連で論議されていることのほとんどが、ボーンアゲインのための論議。デジタルとは新たな創造行為と深く結びつくもので、これを活性化させることは大きな文化政策。(ボイジャー萩野氏)
- 通信キャリアが行う電子書籍のスタイルと、家電メーカーが行うスタイルとは、出版者・著者への配分などは、まだまだ不透明。著者と出版者を保護するという立場で、電子書籍のビジネスモデルについても検討してもよいのではないか。(角川委員)

- 今後の新しいプラットフォームづくりのための議論と、既存の考え方を整理しながら、権利保持をどう考えるかという議論をしっかりと分けた形が望まれる。(別所委員)
- 「出版物」を作成・編集した出版者に実質的に権利情報が集中。出版者に対し権利を付与することは、著作権その他の情報の集約化を図ることに資するため、是非とも積極的な議論をしてほしい。(日本電子書籍出版協会村瀬氏)
- 著者は構わないと言っても、出版者が電子配信は困るといのように意見が異なることがあるため、出版者に著作隣接権を認める必要がある。(慶応大学教授糸賀氏)
- 出版者－著作者間の契約は、両者で話し合いをしながら進めているが、特に雑誌における肖像権のクリアが困難な状況。肖像の部分の一部黒ベタで出していたり、完全な姿での電子配信が難しい要因になっている。(吉羽委員)
- 「著作隣接権」以外に、出版社が、その出版物を管理し、保護する権利を、著作権法上新しくつけれないか。(里中本部長)
- 今までの著作権法は、テレビ局と映画会社は強くて、出版社は弱いということがあったと思うが、デジタル化の時代の流れの中で、著作権の適用をあらゆるコンテンツにメディア横断的・統一的に与えていくという方向も、大きな目で見ればあるのではないか。(角川委員)
- 日本語表示のノウハウを集約し、将来にわたって活用できるように準備することが交換フォーマットがやっていること。オープンに公開し、だれもが無償で利用できるための備えを行うことは、電子出版発展のために不可欠。(ポイジャー 萩野氏)
- マンガ・雑誌は、画像と文字で構成されており位置情報が重要。そのためのフォーマットは進んでいないため、研究が必要ではないか。(吉羽委員)
- 縦書きルビつきの表示のための基本フォーマットが必要。また「正字」に対する変換対応とともに、どの端末でも正字や JIS 外の文字が正確に表示できる環境が必要。(日本文藝家協会三田氏)
- 紙の書籍・雑誌は独禁法の例外規定によって定価販売ができるが、電子書籍はそうではないともされている。どこまでが射程範囲になるのかは、避けて通ることはできない議論。(日本電子書籍出版協会村瀬氏)
- 出版社からグーグルの eBooks に提供されている 200 万冊の書籍の中で、9 割以上は月に 1 回はだれかが必ず見に来る。200 万冊というレンジがあったとしても、顧みられない本はほとんどない。(グーグル佐藤氏)
- ロングテールの分野に限って、図書館がやるデジタルサービスについて有効なのではないかという意見についても検討する価値があるのではないか。(角川委員)

【国立国会図書館のデジタル・アーカイブの提供】

- 利用者も権利者もベネフィットを受ける、満足できるという形のビジネスモデルを是非とも構築する必要があるのではないか。国立国会図書館のアーカイブを使って販売する時の著作権処理、出版社、著作権者への配分については、第三者機関が行うのがよいのではないか。(国立国会図書館長尾氏)
- 最新の図書は民間市場に任せるべき。図書館は絶版・品切れの良質の出版文化、あるいは、地方行政資料であるとか、国の刊行物といったもの、なかなか書店では売られていないようなものを支えていくということになるのではないか。(慶応大教授糸賀氏)
- 国会図書館のデジタル・アーカイブは、全国の図書館や一般ユーザーが利用できるシステムの確立が求められている。この場合、大学図書館や学校図書館は別として、公共図書館からのごくわずかな課金をいただき、一般ユーザーの利用料と合わせて、著作権者に分配する著作権の集中管理システムが必要である。(日本文藝家協会三田氏)
- 適当な料金を出版社に支払うことによって、公共図書館に国会図書館からデジタル・アーカイブを出していくことはあり得るのではないか。関係者の議論によって決めていけばよいのではないか。(国立国会図書館長尾氏)
- 国立国会図書館から電子的な配信を受けられるのであれば、公立図書館は蔵書として持つ必要はなくなるのではないか、図書館に一定部数購入されることを想定した上でつくられる多くの書籍に過大な影響が出る可能性がある。(日本電子書籍出版協会村瀬氏)
- 公立図書館の館内閲覧に限定し、同時アクセス数も制限、複製不可、という3原則の下で、無許諾送信を可能とするような法整備を進めることが、これまでの国益にかなうのではないか。(慶応大教授糸賀氏)

【違法コンテンツへの対策】

- 日本の法律下においてはいろいろな訴訟を起こされて、多分会社が潰れるが、海外の会社はそういうことにはならない。プロバイダ責任制限法のような議論は本質的ではなく、権利侵害を食いとめるには、日本の法律が適用できない海外のサービスに対しどういうふうにするのかということ。(川上委員)
- ネット上の海賊版については、警察による検挙などにより日本でも少しずつ対応が進んでいるが、海外においては未だ難しいのが現状。(吉羽委員)
- 海賊版に対抗する上で、出版社は権利者でないので提訴することはできず、そもそも相手にされないこともある。個々の著作権者が対抗するのは限界があり、侵害対策という問題の中で出版社の果たす役割は大きく権利の付与があってもいいのではないか。(吉羽委員)
- 電子書籍の普及なしに文化は保てない。他方で、紙の出版物についても維持していく必要がある。海賊版対策の観点から出版社に対する権利も必要だが、出版物の管理・保護の権利を新たに作れないだろうか。(再掲：里中本部員)
- 日本のコンテンツの流入を認めない国がたくさんある。それによって、海賊

版として日本のコンテンツが流通し、日本には利益が全く還流しない。(再掲：吉羽委員)

- デジタル海賊版等の対応について、出版者が著作権法上の権利者でないことによる遅れは著しく顕在化。「期間限定の版面送信権」といったものを出版社に預け、不正流出に出版社が対応できるようにする必要がある。(日本電子書籍出版協会村瀬氏)

【コンテンツ特区の創設】

- 海外から入ってくるサービスに対抗するために、ある特区の中で、立ち上がるまでの期間は税金を一定免除するようなことなど、産業育成という立場から検討してはどうか。(吉羽委員)
- 特区は、地域を活性化することも目的の一つではあるが、地域から上がってくるボトムアップではなく、国策としてある地域にリソースを集中投入し世界中を呼び込むための旗印を立てるようなものとすべき。(別所委員・杉山委員)

(以上)